

七 金融商品取引関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入金融商品取引関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

一〇 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならぬ。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第十六条 法第百五十六条の五十七第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

二 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることのできない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

三 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書添付して金融庁長官に提出しなければならない。

四 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をするることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第四章 雜則

第十七条 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定又は認可に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第百五十六条の三十九の規定による指定期定二月

二 法第百五十六条の四十四第七項及び第百五十六条の六十第一項の規定による認可 一月前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するための要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年七月六日内閣府令第
（施行期日）
四六号） 抄

第一条 この府令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。（業務に関する報告書等に係る経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属離形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月一日内閣府令第
九号）
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月二三日内閣府令
第六号）
この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十四日内閣府令第
一四号）
この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月二一日内閣府令第
第四一号）
この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日内閣府令
第五七号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月三〇日内閣府令第
四四号）抄
この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日内閣府令
第八七号）
この府令は、公布の日から施行する。

20 （仮題名の提出）	
（仮題名の提出）	
【1】題目には、苦情改善手帳を使用した企画提案の例を挙げて説明する。 複数題で回答すること。	
【2】（複数題）は、前回執務手帳の修行を行います。	
苦情改善手帳（不満事項及び改善手帳ノ）の実践経験（画面の既存）	
（見出し）	（見出し）
苦情対応	苦情対応方法
件数	件数
1月程度	度
1月以上～3ヶ月未満	電 話
3ヶ月以上～6ヶ月未満	電 子メール
6ヶ月以上	ファックス
計	文書の提出
	その他

※ 担当解決手続の実物状況 ② 担当解決手續の整付状況（次野公付案）

受付事件内訳		単位:件)			
割合	前年の 来訪 件数	既済		未済	
		当期の新規分	前期の未済分	当期の新規分	前期の未済分

(記載上の仕事)
「新規」には、当期に受け付けた沿岸輸送手続の件数をすべて計上すること

(実用上の)名前			
1 「新規」には、お取扱い新規を実現した商品新規品目登録等新規開拓事務に付随する新規を示すと記載すること。			
2 販売新規の開拓事務に記載したことと同様、各販路ごとの件数を記載すること。			
3 春季の新規小売店を新規に選定した場合には、その箇欄に記載すること。			
4 新規取扱手段として「新規取扱手段移動を扱う」の新規開拓事務の開拓事務に付随する新規を示すと記載すること。			
(単位:冊)		(単位:冊)	
所販額別	件数	所販額別	件数
1月未満	1回	既	該
1月以上-3月末迄	2回	電	電
3月以上-6月末迄	3回	電メール	電メール
6月末以上-1年迄	4回	ワケクリ	ワケクリ

1年以上～2年未満	5～10G	文書の改付
2年以上	11G以上	そ の 他
計	計	小 計
(記入用の選択)		

「選択以外」には、選択と併用した場合を含む。

※ 納税義務等業務の料金等の割賦(台帳の状況)

科会・貢収部		(単位：十円)	
科会額	貢収会額	計	
苦情処理手数料	争訟解決手数料		
(4) 争訟解決手数料に関する苦情の件数及び内訳(当期の状況)			
(単位：件)			
苦情 件数	苦情処理手数料 件数	争訟解決手数料 件数	合計 件数

□専門知識又は技術	□実務経験又は能力
□社会的・組織的能動性	□問題解決の能動性
□柔軟性	□柔軟性
□手続的思考による柔軟性	□手続的思考による柔軟性
愛情の発達、感情、愛、 人間の尊厳の尊重	愛情の発達、感情、愛、 人間の尊厳の尊重
□自己実現による柔軟性	□自己実現による柔軟性
□文部省規則第10条に 規定する「柔軟性」に該当す る者	□文部省規則第10条に 規定する「柔軟性」に該当す る者
そ の 他	
計	

(次回の復査)
審査官の意見記入欄に記載すること。
12 他の専門知識又は技術

13 その他柔軟性